

# 中山裁判ニュース

(うどん屋配転訴訟)

NO.2

2009年 1月 8日

JR東海労名古屋地方本部  
発行者 丹羽成生

## 事実をねじ曲げ、レッテルを張る会社！！ 中山裁判第2回口頭弁論

1月8日、名古屋地方裁判所において、亀山分会・中山喜弘さんの不当配転撤回を求めた裁判の第2回口頭弁論が、開催されました。

中山さんは、ワンマン列車に乗務中「左側のドアスイッチを右手で扱った」ことを問題にされ「日勤教育」が指定され、試験に合格しないことを理由として、「うどん屋」へ配転されました。

しかし、中山さんは、事故を発生させたわけではなく「日勤」に降ろされ「再教育」を行う、いわれはありません。

なぜならば、中山さんは、長年積み重ねで身についた基本動作を一方的に変更されたことは、危険であると指摘し、改善を求めていただけです。

にもかかわらず、会社は、決められた基本動作をやらないことを理由にして、中山さんを職場から放逐しました。

今回の裁判のなかで、中山さんの主張に対して、会社は、「基本動作の変更について明確に明らかにすることなく、基本動作を変更して以降、ドア扱い事故が一件も発生していない」ことのみを正当化しています。また、中山さんに対する「技能確認試験」においても「会社の指導通り行っていた」などと事実をねじ曲げて主張しています。

すなわち、会社は、中山さんを「会社の言うことを聞かない不良社員」とするために事実をねじ曲げ、レッテルを貼っているのです。

私たちは、このような会社を許すことはできません。

断固裁判闘争を闘います。

次回第3回口頭弁論は、3月9日13時15分から開催されます。

